フォーム名:
「清瀬市まちづくり基本条例」に基づく市民提案募集

受付番号:
EB00000827

▼ Q1. 題名
清瀬市まちづくり委員会のあり方の再考について

▼ Q2. 現状及び課題点
（１）市民提案の減少
令和８（2026）年度のまちづくり委員会は新制委員会になってから３期目の委員会となります。１期目（令和４－５年）は、過去１５回続いた委員会が中断し３年のブランクを置いての委員会であったこともあり市民提案は多くありました（２年間で市民提案３６件）。２期目（令和６－７年度）は１年目に３件、２年目に４件の計７件の市民提案となり、市民からの提案数は大幅に減少しました。

（２）「まちづくり委員会による」まちづくり条例の順守
１）第10条2項: 公募の委員は、男女同数を原則とする。
「まちづくり委員会」は「この条例が適切に運用されているかをそれぞれ審議し、その結果を市長に対し提言する」ことになっており、条例を適切に運用する立場でもありますが、２期目では「委員長が２期続いて男性」となりました。
２）第10条3項: 附属機関の会議は、公開を原則とする。
会議の議事録の公開が（注１）で示す様に中断し、委員会の情報が公開されなくなっています。
(注１) 清瀬市ホームページ（HP）
令和７年　まちづくり委員会　“第９回開催（予定）　令和７年１２月２３日の開催が予定“となっており、議事録等その後公開されていません。
https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/machizukuri/machizukuriiinkai/1014827.html)

市長提言を行う立場の委員会であるため、まちづくり委員および事務局はこの様な問題を自ら生じない様にする必要があります。

（３）２年毎のまちづくり委員会が円滑に機能していないのではないか
１期目、２期目とも始まって半年程度は、まちづくり委員会で何を行うのか、スケジュールはどうなのか等各委員は提案がほぼない中、不慣れなまま過ぎている可能性があります（私は１期の経験者）。また、提案募集のチラシを検討・作成して配布するまでにも時間がかかるほか、市民もチラシ等を見てから提案を作成することから提案が届くまでには大分時間がかかり、委員会での検討はそれからになります。
そのため１年目で市長提言にまとめるのはスキルと時間の問題があり苦労を伴うと思われます。
２年目は時間をかけて市長提言に向けて検討が進められることになりますが、チラシが配布されてから時間が経つことから市民からの提案数は減少傾向になっている可能性があります。

この様に２年毎に（毎期）まちづくり委員は同様なこと（悩み等）を模索し繰り返しているのが、現状のまちづくり委員会ではないでしょうか。

▼ Q3. 提案内容
（１）市民提案の減少
清瀬市では、市民からの意見を聴く方法として、主に以下３つの方法が多く利用されていると思います。
①市長への手紙・市長へのメール
②市政へのご意見・ご感想
③まちづくり委員会への提案

市民は市へ質問や意見を述べた場合、その回答を心待ちにしています。その回答が早いか遅いかで市民提案の数に影響が出てくることが考えられます。

私は①②③すべて利用しましたので、以下簡単に感想を書きます。
①市長が自ら目を通していただけることで市としての最終的な判断をいただけると思った内容について提出しました。回答はメールにより４週間前後で来ました。
②記載した内容からある程度担当部署が想定できるものを提出しました。受付部署から担当部署に回される様で、具体的な問題点を書くことで、回答も具体的に返って来ました。担当者と１日のうちで何回かメールのやり取りを行ったこともあります。２週間前後で回答が来ました。
③まちづくり委員会で議論していただける様、まちづくり条例に則した具体的な提案を念頭に検討し提出しました。専用フォームで提出して１年以上経っても何の連絡もありませんでした。そのためHPで議事録を見て大体の様子を知るしかありませんでしたが、前述の様にその議事録も途中で公開されなくなりました。幸い私の提案は市長提言としていただけました。
①②は要望を出せば回答を得ることができるのに対し、③は提案者に対し長期間状況が不明であることは結果がどうであれ改善される必要のある事項かと思います。

清瀬市民は①②等の手段があるなかで、不定期での提案募集の様に見える③について、市民から提案してもらうにはどうしたら良いかを検討しつつ、市民からの提案の多い少ないだけではなく「まちづくりに関心が高いことで応募したまちづくり委員自身も、一市民として提案が出せる」などの意識を各人が持つことも必要ではないでしょうか（１期ではその様な提案もありまし

た）。

（2）「まちづくり委員会による」まちづくり条例の順守

1）委員長を男女同数へ

委員長、副委員長の選任の際に「まちづくり条例」を認識していれば容易に対応できることかと思われます。市の他の委員会等に対する条例の運用状況を市長提言する立場の委員会であることを再度認識してまちづくり委員会を運営していただきたいと思います。

なお、毎年「まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告」をまとめていますが、特に「委員長の割合」については、仮に年ごとに男女を入れ替えていても、調査年毎に結果が異なり当該委員会の状況が見えづらい様に思います。そのため、集計の表に「前年と調査年の２年分記載」することや「委員長と副委員長の項目」とし男女の参画状況がわかる様な工夫があるとよいと思います。

2）議事録の公開を徹底

月末に委員会が開催され、その翌月の委員会で確認し、修正があれば更に公開が延期される以前の方式では、市民がHPで確認するまでに時間がかかりすぎるのではないかと思います。委員会の議事録が事務局で纏まった時点で、メール等で委員に確認をしてもらい、修正等済んだ状況で公開するか、次回委員会で承認する等により改善を図っていただきたいと思います。

議事録からは、過去の議論の様子、出席率、会議時間（３時間近くから１時間20分程）などからその期その時の様子を伺い知ることができます。過去の議事録は前記（注１）以外に「まちづくり委員会議事要旨」からも知ることができます。

（3）２年毎のまちづくり委員会では円滑に機能しないのではないか

市民に「まちづくり条例」を理解していただいた上で、継続的に市民から提案を受ける仕組みが作れれば良いかと考えます。

その１例として、(過去にもあった様ですが)１年毎に１０名ずつ入れ替え制にして、通年で市民から提案を受け付ける方法です。

まちづくり委員会の権限でこの様な変更ができるのであれば、検討していただきたいと思いますが、難しい様であれば、市長提言にしていただく方法もあるかと思います。

▼ Q4. 見込める成果

清瀬市民は、まちづくり委員会から提案依頼があったから提案するのではなく、常日頃から「まちづくりに関わる提案」が提出できる様になることで、現在の市長への手紙等の様に、安定して提案が委員会に届くことが可能となるのではないでしょうか。

また、まちづくり委員が入れ替え制になることで、提案の検討等が通年で円滑に行われるメリットがあります。更に、継続的な検討が実施できることから、市長提言して終わりではなく、提言した案件に対するその後の実施状況等の継続的なフォローも可能となります。

「清瀬市まちづくり基本条例」は、清瀬市民と行政が協働でまちづくりを行うものであり、運用上の問題点等を両者で改善しつつ進めることで、「清瀬市まちづくり委員会」によるまちづくりが持続的に実施・運用されていくことを願っています。